

少年法改正案に反対する会長声明

令和3年2月19日、内閣は、「成年年齢の引下げ等の社会情勢の変化及び少年による犯罪の実情に鑑み、年齢満十八歳以上二十歳未満の特定少年に係る保護事件について、ぐ犯をその対象から除外し、原則として検察官に送致しなければならない事件についての特則等の規定を整備するとともに、刑事処分相当を理由とする検察官送致決定がされた後は、少年に適用される刑事事件の特例に関する規定は、特定少年には原則として適用しないこととする等の措置を講ずる必要がある。」との理由で、少年法の一部を改正する法律案を通常国会に提出した。

当会は、2015（平成27）年7月8日に「少年法の「成人」年齢引き下げに反対する会長声明」および2019年（平成31年）4月5日に「少年法の「成人」年齢引き下げに改めて反対する会長声明」を公表しているが、本改正案について反対する立場であることを表明するものである。

現行少年法は、20歳未満の者については、未だ心身の発達が十分でなく、環境その他外部的条件の影響を受けやすいことから、その更生には刑罰よりも保護処分の方が適切かつ効果的である場合が多いとの立法政策から、適用年齢を18歳から20歳に引き上げた経緯がある。その上で、現行少年法において全件送致主義、調査官調査を中核とした審判手続及び少年院教育等の保護処分を実施してきた。そして、少年犯罪は減少の一途をたどっており、これまでの審議の結果でも現行少年法制が有効に機能していることについては意見が一致しているところである。

これらのことからすれば、現行少年法には改正の必要性はない。むしろ年齢満十八歳以上二十歳未満の特定少年」について特例を定めることは、有効に機能している現行少年法制の機能が阻害され、かえって再犯・再非行の増加の懸念があるといえる。以下では、改正案の具体的問題点を指摘する。

1 特定少年のぐ犯除外の問題点

現行少年法は、例えば、家出して性風俗業に関係していた18歳女性が反社会的集団に引き込まれて（薬物使用その他の）犯罪に及ぶ等といった虞があると認められる場合、捜査機関が「ぐ犯」を理由に介入し、家庭裁判所による調査を経て保護観察処分や少年院送致による保護処分により、当該18歳女性を反社会的集団から保護してきた。また、成人であれば執行猶予または罰金処分となるような比較的軽微な犯罪であったとしても、家庭裁判所の調査の結果、18歳の少年のこれまでの生育歴や家庭環境に照らして、積極的な介入が必要であることが判明した場合には、

施設収容などの保護処分をも活用することにより、教育的な働きかけにより更生へと導いてきた。

本改正案は、現行少年法がこれまで果たしてきた18歳の少年への更生に対する福祉的・教育的機能を損なう内容となっているので、反対する。

2 特定少年に対する原則検察官送致（逆送）拡大の問題点

本改正案は、特定少年について、家庭裁判所は、特定少年に係る「死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件」については、原則検察官送致（逆送）決定をしなければならない、と定め、原則検察官送致拡大している点も問題である。

例えば、万引き現場を見つかり制止を振り切ろうと暴行に及んだが被害者が怪我をしなかった事後強盗罪も「短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件」に該当する。現行少年法の18歳少年では事後強盗事案は典型的事案の一つであり、現行少年法では家庭裁判所が、当該18歳少年の犯行に至る経緯、動機、態様、結果、生育歴、養育環境及び本人の資質上の問題点等を家庭裁判所調査官及び少年鑑別所の鑑別結果さらには付添人の意見を踏まえて、保護観察処分あるいは試験観察処分あるいは少年院送致処分のいずれかの処分を選択して更生させてきたのである。改正法により、特定少年のかかる事後強盗事案について、一律「原則」検察官送致されることになれば、家庭裁判所の調査や審理の形骸化は免れない。生育歴や家庭環境や本人の資質などから要保護性の高い18歳少年（少年院などによる保護処分が必要な少年）が、検察官送致されて行為責任主義に基づく刑事裁判によりいとも簡単に執行猶予判決となって、本人の問題点について何らの手当もされないまま社会復帰すれば、当該少年の立ち直りや再犯防止の観点から逆効果となる事態も容易に想定されるのである。

3 特定少年に対する推知報道の解禁の問題点

本改正案は、「特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合」には、「氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知できるような記事又は写真」の掲載禁止（いわゆる推知報道の禁止）を解禁した。

現行少年法の61条は、未成熟で発達途上にある少年及びその家族の名誉・プライバシーを保護すると共に、そのことを通じて過ちを犯した少年の更生を図ろうとするものであり、極めて重要な規定である。特に、近時のインターネットの発達により、いったん推知報道がなされた場合、仮にそれが当初は紙媒体等によってなさ

れたとしても、その内容がインターネットのサイト上で取り上げられれば、当該情報がインターネット上に残り続け、不特定多数の者が容易に検索しうる状態が半永久的に続くことになるのであるから、その意味からしても、推知報道の禁止が持つ意義は大きい。

最高裁判所第三小法廷平成29年1月31日決定（民集第71巻1号63頁）は、検索事業者に対し5年前の前科についての報道に関するウェブサイトのURL等を検索結果から削除することを求めた事件において、「本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。」として削除を認めておらず、いったん開示された場合に削除を求めることは困難である。

推知報道の解禁は、特定少年に犯罪者の烙印を半永久的に押し続ける結果となり得るので、立ち直りにとって逆効果である。

令和3年2月19日の閣議決定後の法務大臣記者会見において、上川法務大臣は、「民法の成年年齢とは異なる理由というお尋ねがありましたが、少年法の適用年齢の在り方につきましては、刑事司法全般において、成長過程にある若年者をどのように取り扱い、どのように改善更生・再犯防止を図るかに関わる問題でありまして、民法の成年年齢と論理必然的に一致しなければならないものではないと考えております。」「本法律案におきましては、18歳及び19歳の者の改善更生・再犯防止を図るため、先ほど申し上げたとおり、全件家庭裁判所送致という少年法の基本的な枠組みを維持することとしておりまして、法制的な観点から、これらの者を少年法を適用する「少年」とすることが適当であると考えたところでございます。」と発言された。上川法務大臣のご発言を全うするためには、本改正案は不十分であり逆効果と言わざるを得ないので、少年法の適用年齢を改正すべき必要性も合理性もない。

よって、当会は、少年法改正法案に反対する。

令和3年4月1日

茨城県弁護士会

会長 木名瀬 修 一